

令和 8 年度 第 1 回池田市都市計画審議会

日 時：令和 8 年 8 月 2 8 日（金）

午後 1 時より

場 所：池田市役所 3 階 議会会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

第 1 号議案 役員の選任について

3. 報告事項

- ・都市計画提案について（即席廻発祥文化創造地区）
- ・北部大阪都市計画池田市大阪国際空港北地区 地区計画の区域見直しについて
- ・池田市市街化調整区域まちづくり基本方針の見直し検討について

4. そ の 他

- ・池田市景観計画の策定検討について

5. 閉 会

令和 8 年 度

第 1 回 池 田 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）

池 田 市

目 次

第 1 号議案

役員の選出について……………	P	1
資料－ 1 池田市都市計画審議会条例……………	P	2
資料－ 2 池田市都市計画審議会委員名簿……………	P	6

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

第 1 号 議 案

役員の選出について

1. 池田市都市計画審議会条例第5条により会長及び会長代理を選出する。

会 長 _____

会長代理 _____

○池田市都市計画審議会条例

昭和44年 6 月30日 条例第22号

改正

昭和62年 7 月 6 日 条例第19号

平成 7 年 7 月 4 日 条例第10号

平成11年 7 月 1 日 条例第17号

平成12年 3 月31日 条例第 8 号

平成14年 3 月29日 条例第 2 号

平成20年12月22日 条例第29号

平成28年 3 月28日 条例第13号

令和元年12月23日 条例第25号

令和 4 年12月22日 条例第26号

令和 7 年12月23日 条例第41号

池田市都市計画審議会条例

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の 2
第 1 項の規定に基づき、本市に池田市都市計画審議会（以下「審議会」とい
う。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会議員

(3) 関係行政機関又は大阪府の職員

(4) 市の区域内に住所を有する者

3 前項第1号及び第4号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事情があると認める場合は、市長は委員を解任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

5 臨時委員は、当該諮問にかかる審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、議案ごとに委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認めるときは、議事に関係のある市職員を会議に出席させて発言させることができる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員5人以内をもつて組織する。

- 3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年7月6日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年7月4日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月1日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(池田市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の池田市都市計画審議会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく池田市都市計画審議会の会長及び委員である者は、第5条の規定による改正後の池田市都市計画審議会条例の規定に基づく池田市都市計画審議会の会長及び委員として引き続き在任するものとする。

3 改正前の条例第3条第2項第1号に規定する学識経験を有するものにつき任命された委員の任期については、当該委員の残任期間とする。

附 則（平成14年3月29日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第25号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市都市計画審議会委員名簿

令和8年8月1日

	氏 名	選 任 区 分	勤 務 先 等	役 職 ・ 備 考
委員	加 賀 有 津 子	学識経験者	大阪大学大学院 工学研究科	教授
委員	加 我 宏 之	学識経験者	大阪公立大学大学院 農学研究科	教授
委員	北 川 博 巳	学識経験者	近畿大学 総合社会学部総合社会学科	准教授
委員	石 田 将 人	学識経験者	池田商工会議所	専務理事
委員	林 雅 子	学識経験者	TEAM4 林建築設計室	代表者
委員	下 窄 明	市議会議員		
委員	古 川 裕 倫	市議会議員		
委員	松 本 康 二 郎	市議会議員		
委員	中 田 正 紀	市議会議員		
委員	安 黒 善 雄	市議会議員		
委員	藤 本 昌 宏	市議会議員		
委員	木 村 佳 英	関係行政機関又は 大阪府の職員	大阪府池田土木事務所	所長
委員	中 西 史 三	関係行政機関又は 大阪府の職員	池田市農業委員会	会長
委員	松 室 利 幸	市の区域内に 住所を有する者		
委員	阿 部 碧	市の区域内に 住所を有する者		